

地方税法施行令の改正に伴う八王子市国民健康保険条例の一部改正について

1 報告趣旨

令和4年度(2022年度)の税制改正により令和4年(2022年)3月31日に公布された地方税法施行令の改正に伴い、八王子市国民健康保険条例を改正し令和4年(2022年)4月1日に施行する必要が生じ、令和4年(2022年)3月25日付で地方自治法第179条の規定に基づく市長の専決処分により条例の一部改正を行ったため報告する。

2 報告内容

(1) 八王子市国民健康保険条例の改正

課税額(第11条)

国民健康保険の課税額において基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額にそれぞれ限度額を設けている。国民健康保険の被保険者と被用者保険における被保険者間の保険税負担の公平の確保に配慮するとともに、中間所得層の被保険者の負担に配慮しながら必要な保険税収入を確保するため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げるものである。

区分	改正前	改正後
基礎課税額の課税限度額	63万円	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	19万円	<u>20万円</u>

(2) 市民への周知

令和4年(2022年)5月15日 広報掲載